

# 労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会  
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028  
URL <http://rokyo.net>

## 労働保険・年度更新の申告、納付時期の変更について

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

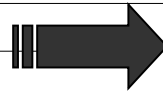
平成21年度から、1年間の労働保険料の算定を行うための手続である年度更新事務の申告・納付時期が以下の通り変更となります。(社会保険の算定基礎と同じ期限になります)



### ◎申告書の提出時期、及び一括払いによる場合の保険料の納付時期の変更

【変更前】

4月1日から  
5月20日まで



【変更後】

6月1日から  
7月10日まで

※保険料の算定期間(毎年「前年の4月1日から本年3月31日までの1年間」)に変更はありません。

労働保険の事務委託をしていない事業所(個別事業所)については、年度更新申告書は5月末頃に送付される予定です

### ◎保険料の納付時期(延納の場合)の変更

【変更後】

	3回分割		
	第1期(初期)	第2期	第3期
期間	4/1~7/31	8/1~11/30	12/1~3/31
納期限	7月10日	10月31日	翌年1月31日

※納期限が土曜日のときはその翌々日、日曜日のときはその翌日が納期限となります。

※但し、従来から当協会に労働保険の事務委託をされている事業所様においては、協会内の事務処理の都合により法定の納期限ではなく、協会指定の期限にて保険料の納付をお願いして参りました。よって、この4月以降においても、この度の法改正に合わせた新しい協会指定の納期限を設定させて頂き、その期限での徴収事務をさせて頂きたいと思っております。詳細は改めて各担当者からお知らせ致しますので、皆様のご協力の程宜しくお願い申し上げます。

昨今の経済不況を背景に、「中小企業倒産防止共済」や「緊急保証制度融資」の利用の手伝いをするという名目でFAXやダイレクトメールを会社に送りつけ、不当な手数料や相談料を要求する詐欺などの実例が発生しています。詳しくは当労務協会ホームページ (<http://rokyo.net>) からご覧頂けます。